

# 一宮町都市計画図等統合型GIS導入業務委託仕様書

## 1. 業務名

一宮町都市計画図等統合型GIS導入業務（以下、「本業務」という。）

## 2. 目的

本業務は、窓口での都市計画区域等の確認手続きにより新型コロナウイルスの感染リスクが非常に高い現状を踏まえ、都市計画図等をデータ化し、WEB上での確認を可能にすることで、非接触確認手続きを確立し、感染リスクの低下を図るとともに、統合型GISを採用することにより、今後は全庁を対象に情報共有、WEB上での情報公開を可能にし、全庁体制での感染リスクの低下、さらには業務の高効率化を目指すことを目的とする。また、本業務は本町における統合型GISによる情報共有、情報公開について総合的かつ合理的に今後の運用を含めシステムを構築するものである。

## 3. 履行期間

契約締結日から令和3年3月26日までとする。

## 4. 業務内容

本業務は、各部署で整備・利用している地番図、航空写真など基礎的な地理情報の多目的利用を図り、データを電子化して一元的に管理することで、庁内横断的なデータ共有と活用を進めるとともに、様々な分野の業務に広く活用可能で汎用的な統合型システム及び市民公開システムを導入するものである。なお、本業務で構築する統合型システムは、サーバ機器及びソフトウェアの調達や日常管理を必要としないクラウド型のLGWAN-ASPサービスとし、セキュリティの確保された通信手段を用いて運用する方式とする。また、市民公開システムはインターネットブラウザを利用したWEB利用可能な市民公開システムとする。

受注者は、事業目的に基づき、本町と十分に協議しながら以下（1）から（17）の業務を行うこと。

(1) 計画準備・打ち合わせ協議	1式
(2) 航空写真撮影（デジタル）	22.97km <sup>2</sup>
(3) デジタルオルソ画像作成	22.97km <sup>2</sup>
(4) 数値図作成（地図情報レベル2500地形図）	22.97km <sup>2</sup>
(5) 地番図データ取り込み	1式
(6) 都市計画図データ作成	1式
(7) 縮小図作成（地図情報レベル10000地形図）	1式
(8) 指定道路図データ作成	22.97km <sup>2</sup>
(9) 道路台帳図データ作成	1式（230.0km）
(10) 農業集落排水区域管網図データ作成	1式（30.0km）
(11) 集中浄化槽区域図データ作成	1式

- (12) 大規模盛土造成地マップデータ取り込み 9 箇
- (13) 住宅地図データ調達・取り込み  
 ※(株)ゼンリン社製 ZmapTown II 千葉県一宮町、同時 30 アクセスライセンス(買取)
- (14) 窓口用システム端末ノート P C 調達 1 台
- (15) 統合型 G I S 構築 ( G I S ソフトウェアと利用ライセンス)  
 ①庁内用：同時 40 接続以上  
 ②公開用：無制限  
 ③操作研修
- (16) 導入 P R 用パンフレット作成 2 0 0 部
- (17) 運用保守・管理業務提案 1 式  
 ※令和 3 年 4 月からの統合型 G I S 稼働開始に向け、運用保守・管理業務委託料  
 ( 5 年間の長期継続契約、LGWAN 回線使用料含む) について、方針、参考額を提案すること。

※ L G W A N とは：総合行政ネットワーク (Local Government Wide Area Network) であり、地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続し、地方公共団体間のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用を図ることを目的とする高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークのことである

## 5. 業務計画

受注者は、業務工程表として契約締結後速やかに業務計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。なお、業務計画書には契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

- (1) 業務場所
- (2) 業務内容及び方法
- (3) 業務工程
- (4) 業務組織計画
- (5) 打合せ計画
- (6) 成果品の品質を確保するための計画
- (7) 成果品の内容及び部数
- (8) 使用する主な図書及び基準
- (9) 連絡体制 (緊急時含む)
- (10) 航空機等使用機器の種類、名称及び性能
- (11) 航空法に基づく安全報告書

## 6. 守秘義務及び品質及び情報セキュリティ等の確保

受注者は、本業務により知り得た内容及び結果を第三者に漏らしてはならない。なお、本業務は、秘匿性の高い情報を含む貸与資料を取り扱うため、原則、受注者は業務遂行に必要な以下の資格を有するものとし、各基準規程に基づく管理を行い、業務着手前に資格証の写しを発注者に提出しなければならない。

- (1) 情報セキュリティ

- ①JIS Q 27001 (ISO27001、ISMS：情報セキュリティマネジメントシステム)
  - ②JIS Q 15001 (プライバシーマーク：個人情報セキュリティ)
  - ③JIS Q 27017 (ISO/IEC27017：ISMS クラウドセキュリティ)
- (2) 品質の確保
- ①JIS Q 9001 (ISO9001：品質マネジメントシステム)
  - ②JIS Q 14001 (ISO14001：環境マネジメントシステム)
  - ③JIS Q 20000-1 (ISO/IEC20000-1：IT サービスマネジメントシステム)

## 7. 準拠する関係法令等

本業務の実施にあたっては、本仕様書のほか、以下の法令等に準拠して実施することとする。

- (1) 地理空間情報活用推進基本法 (平成 19 年法律第 63 号)
- (2) 統合型 GIS 推進指針 (総務省平成 14 年)
- (3) 航空法 (昭和 27 年法律第 231 号)
- (4) 測量法 (昭和 24 年法律第 188 号)
- (5) 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号)
- (6) 著作権法 (昭和 45 年法律第 48 号)
- (7) 個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 57 号)
- (8) 国土交通省公共測量作業規程 (平成 28 年 3 月 31 日国土地第 190 号)
- (9) 作業規程の準則 (国土交通省告示第 461 号 令和 2 年 3 月 31 日一部改正)
- (10) 地理空間情報活用推進基本計画 (平成 29 年 3 月国土地理院)
- (11) 地理情報標準プロファイル (JPGIS) 2014 (平成 26 年 4 月国土地理院)
- (12) 日本版メタデータプロファイル (JMP2.0 仕様書) (国土地理院)
- (13) 一宮町財務規則
- (14) 一宮町個人情報保護条例
- (15) その他関係法令及び諸規則

## 8. 計画準備・打ち合わせ協議

仕様書に基づき、作業の方法、使用する機器、従事する人員及びスケジュール、発注者のインフラ環境、ネットワーク構成、各種システムの要件、データ整備内容、搭載する地図データ等の確認を行い、全体業務計画を立案するものとする。打合せ協議は少なくとも着手時、中間時、納入時の計 3 回以上行い、進捗状況を随時報告することとする。なお、受注者は打合せ協議を綿密に行い、記録簿を随時 2 部作成し、発注者・受注者が各 1 部ずつ保管することとする。

## 9. 共通データ整備

### (1) 航空写真撮影

航空写真撮影は、以下の条件を考慮の上実施するものとする。

- ①作業範囲は、一宮町管内全域 22.97 km<sup>2</sup>とする。
- ②撮影は下記内容を参考にすることとする。

撮影コース	3 コース
-------	-------

標定点測量	22.97 km <sup>2</sup>
同時調整	22.97 km <sup>2</sup>
数値写真	28 枚

### ③空間座標系

準拠する測地系	世界測地系（測地成果 2011）
水平位置の座標系	平面直角座標第Ⅸ系
垂直位置の座標系	東京湾平均海面を基準とする高さ

- ④撮影日は、次工程を考慮したうえで発注者・受注者協議の上決定する。
- ⑤撮影時間は正午を中心とした時間（AM10:00～PM2:00）とする。
- ⑥撮影用航空機は、必要な撮影装備を搭載した場合に所定の高度において撮影に適した安定飛行ができ、かつ撮影に影響を与えない性能を有するものを使用する。
- ⑦撮影の精度は、公共測量に準拠した地図情報レベル 2500 に相当する位置情報を確保できる撮影計画で実施するものとする。
- ⑧撮影は、航空写真撮影用のデジタル航空カメラ（エリアセンサー型の DMC II 等）を用い、撮影画像の解像度は、地上画素寸法 20cm 以内とする。また、カメラには FMC 装置及び G NSS/IMU 装置を実装するものとする。
- ⑨航空機及び撮影機器類に不具合が生じた場合、直ちに代替機を用意し、撮影計画に支障が無いように対応できることを条件とする。
- ⑩標定点測量は既設点のほかに同時調整及び数値図化において空中写真の標定に必要な基準点又は水準点を設置する。同時調整及び数値図化において基準点等の写真座標を測定するため、基準点の位置を現地において空中写真上に表示するものとする。
- ⑪同時調整はデジタルステレオ図化機を用いて、空中三角測量により、パスポイント、タイポイント、標定点の写真座標を測定し、標定点成果及び撮影時に得られた外部標定要素を統合して調整計算を行い、各写真の外部標定要素の成果値、パスポイント、タイポイント等の水平位置及び標高を決定する。
- ⑫GNSS 基準局は、航空機に搭載した GNSS と同期して観測する地上 GNSS 観測点として国土地理院設置の電子基準点を使用するものとする。
- ⑬GNSS/IMU 解析を実施し、各数値写真の外部標定要素の成果値、パスポイント、タイポイント等の水平位置及び標高を求めるものとする。なお、各作業において、精度管理表を作成して、所定の精度を確保するものとする。
- ⑭撮影終了後、撮影結果の点検を行い、再撮影の必要がある場合は、速やかに当該コースの再撮影を実施するものとする。
- ⑮撮影作業終了後、数値地形図 10000 を背景として、撮影地区名、撮影縮尺、コース番号、写真主点及び番号、撮影年月日等を記載した撮影標定図を作成する。

### (2) デジタルオルソ画像作成

デジタルオルソ画像作成は、撮影したデジタル画像データにおける地形の歪みを補正し、モザイク処理を施し画像間の接合を実施したデジタルオルソ画像データの作成を行うものとする。

### (3) 数値図作成（地図情報レベル 2500）

数値図作成（地図情報レベル 2500）は、以下の条件を考慮の上実施するものとする。

#### ①作業計画

測量作業着手前に、測量作業の方法、使用する主要な機器、要員、日程等について適切な作業計画を立案する。

#### ②現地調査

数値地形図データを作成するために必要な各種表現事項、名称等について地図情報レベルを考慮して現地において調査確認し、その結果を空中写真に記入して数値図化及び数値編集に必要な資料を作成する。

#### ③数値図化

空中写真、同時調整成果を使用しデジタル図化機を用いてステレオモデルを構築し、地形、地物等の座標値を取得し数値図化データを記録する。

#### ④数値編集

現地調査等の結果に基づき、図形編集装置を用いて数値図化データを編集し、編集済データを作成する。

#### ⑤補測編集

編集作業において生じた疑問事項及び重要な表現事項等を現地において確認し、その結果を編集済データに追加、修正等の編集処理を行う。

#### ⑥数値地形図データファイルの作成

製品仕様書に従って補測編集済データから数値地形図データファイルを作成し、電子記録媒体に記録する。図郭単位のレベル 2500 及び 10000 数値地形図データファイルと整飾等図郭データを合成し、印刷用出力ファイルを作成する。

#### ⑦縮小図作成（レベル 10000）

レベル 10000 地形図に表示する項目、図式等を考慮し、製品仕様書を作成する。

製品仕様書に基づきレベル 2500 修正編集済データから表示項目の抽出、注記・記号等のサイズ及び位置等を調整し、レベル 10000 縮小図データを作成する。縮小編集済データと整飾等図郭データ、用途地域データ等を合成し、印刷用出力ファイルを作成する。

### (4) 都市計画図データ作成

都市計画図データ作成は、発注者より貸与する都市計画決定図書関連資料等を利用し、都市計画情報データの作成を行うものとする。データ作成項目について発注者・受注者にて協議の上、決定とする。

### (5) システムデータ作成

発注者は、Shape、XML、PDF、印刷図等汎用的な形式で資料を貸与する。受注者はこれらの資料から統合型システムに投入するために、次に掲げる必要なデータ作成、加工を行うものとする。

- |                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| ①指定道路図データ       | Shape 形式、CSV 形式 |
| ②道路台帳図データ       | Shape 形式、CSV 形式 |
| ③農業集落排水区域管網図データ | Shape 形式、CSV 形式 |
| ④集中浄化槽区域図データ    | Shape 形式、CSV 形式 |

## 10. 統合型システム

### (1) システム要件

システムは、操作性に優れ、かつストレスなく地図遷移や画面展開が可能である等、動作速度が優れているものとし、既存の庁内ネットワーク（LGWAN-ASP）を活用し、各所属所に設置している当該ネットワークに接続された職員用端末から、Web ブラウザを用いて利用できるものとし、システムの基本要件及びソフトウェア要件は、下記のとおりとする。なお通信プロトコルは標準的（http および https）なものとし、特別なポート開放は行わないものとする。

また、原則としてパッケージ製品での提供を行うものとし、機能のカスタマイズは行わないほか、クライアントとなる職員端末にプラグイン等を要しないものとする。

区分	要件
システム基本要件	すべての職員用端末から利用可能なシステムであること。
	システムへの同時アクセス数は、40クライアント以上とする。
	カスタマイズを要しないパッケージシステムとする。
	システム運用期間中にクライアント側の各 OS 及び Web ブラウザ等の更新があっても、追加費用なしで対応可能なシステムであること。
	画面表示において、ストレスを感じることなく地図のスクロールや画面展開が可能であり、動作速度が優れていること。
	印刷機能において、プリンターの機種に制限がないこと。
	システムログイン時には、ID 及びパスワードを求めるなど、不正アクセスを防ぐための対策及びセキュリティ対策が万全であること。
	システムやレイヤに対するアクセス権限が、設定可能であること。
	メンテナンスや停電、災害等による緊急停止時を除き、常時利用可能なシステムであること。
ソフトウェア要件	本システムが稼動している期間は、サポート可能な製品であること。
	受注者が動作保証できるソフトウェアであること。
	ソフトウェアの制約により、システムの実現範囲に制限が発生しないこと。
	システムの脆弱性が発見された場合については、バージョンアップを適宜行うこと。
	本システムを利用することで、職員によって適宜入力及び出力できること。

### (2) システム機能要件

システム機能確認書（別紙 1）に記述する機能をもとに、パッケージシステムで使用できること。

### (3) システム導入環境

本業務において使用するシステム導入環境は以下のとおりである。

①ネットワーク環境

庁舎内幹線：1Gbps 支線：100Mbps

LGWAN 回線：30Mbps

※ただし、回線速度を保証するものではない。

②クライアント環境

クライアント環境は、現行稼働している職員端末を使用するものとする。

【現行稼働している職員端末の例】

種別	細別	内容
ハード	CPU	Intel Core i3 @2.3GHz
	メモリ	4GB
ソフト	OS	Windows10 Pro 64bit
	Office	MicroSoft Office Professional 2019
	ブラウザ	MicroSoft Internet Explorer11 以上、Google Chrome
	その他	プラグイン（Java、Flash、.NET 等）を使用せずにブラウザ上で動作すること。（※JavaScript は利用可能）

(4) システム環境設定

システムの運用に先立ち、発注者と受注者にて十分に協議の上、パスワード、IP アドレス及びユーザ／グループ単位での運用データのセキュリティ制御並びにユーザ権限設定等の初期設定を以下のとおり実施するものとする。

- ①各ユーザ及び各レイヤ（データ）に対して、閲覧や編集等の可否に関する権限や印刷及び編集機能等の利用可否に関する権限などの設定を実施すること。
- ②既存ネットワークにおける DNS サーバ、ネットワーク機器のポート設定及びファイヤーウォールの設定を確認し、システムを設定するものとする。
- ③システムの構築にあたっては、受注者の情報セキュリティポリシー等に準拠したうえで、必要となるセキュリティ対策を講じること。
- ④システム障害及び天災等が発生した場合に、速やかにデータを復旧できるよう、バックアップ対策を講じること。
- ⑤不正行為・監視、情報漏洩対策として、ログ取得（ユーザ認証と操作ログ）、クライアント端末にデータ保持させない仕組み（暗号化されたキャッシュ等は除く）が可能であること。
- ⑥システム用にデータ変換やシステムデータ構築を行い、データ更新およびその頻度を確認し、移行計画を立案するものとする。

(5) システム環境構築

受注者は、受注者のデータセンターのサーバに下記のデータを設定し、導入するシステム環境の初期設定をするものとする。またユーザ登録及びユーザ毎に利用権限設定を行うものとする。なお権限設定においては、情報セキュリティの確保及び個人情報保護の観点より、配信するデータを各レイヤ単位及び各属性単位で発注者と受注者が協議の上で決定するもの

とし、初期設定を行うものとする。

搭載するデータは、以下の搭載データ一覧表に記載されたデータを対象とする。

なお、以下の搭載データ一覧表以外に各部署が保有している地図に関する情報においても、将来的に相互利用できるように、本町の現況を分析した上で、統合型 GIS 搭載可能データとして整理することとする。

#### 【搭載データ一覧表】

No	データ名称	データ形式
1	地番図データ	Shape 形式
2	航空写真（3 時期）	TIFF・TFW 形式
3	都市計画基本図データ（地図情報レベル 2500）	DM 形式
4	都市計画情報データ	Shape 形式
5	地形図データ（地図情報レベル 2500）	DM 形式
6	地形図データ（地図情報レベル 10000）	DM 形式
7	指定道路図データ	Shape 形式
8	道路台帳図データ	Shape 形式
9	農業集落排水区域管網図データ	Shape 形式
10	集中浄化槽区域図データ	Shape 形式
11	住宅地図データ（株ゼンリン社製 ZmapTown II）	ZMD フォーマット
12	大規模盛土造成地マップデータ	Shape 形式

#### （6）レイヤ構成の確認及び設定

既存システムのレイヤ構成を確認し、各種データはシステム上において、適切な表現ができるようレイヤ構造の設定を行い、業務運用に適したものとするため、発注者の指示により調整を図るものとする。

#### （7）データ検証

受注者は、搭載された各種データが、システム上で正常に稼働しているかの検証を行い、発注者に報告を行うものとする。検証の結果で不備がある場合には、受注者の責任よりシステムで正常に稼働するように調整を行い、その結果を再度報告するものとする。

#### （8）ASP サービス要件

本システムは、総合行政ネットワーク（LGWAN-ASP）へ接続するクラウド方式により構築するものとする。

#### （9）ソフトウェア要件

本システムにおけるソフトウェアは以下の要件を満たすものとする。

- ①セキュリティ、拡張性、経済性等に配慮した機器構成ならびにパッケージ商品を選定すること。
- ②国等の地理情報関連における標準化の動向、地理情報システムの最新技術動向等を踏まえて、統合型システムを導入すること。
- ③原則として一般財団法人全国地域情報化推進協会（APPLIC）の地理情報標準プラットフォーム標準仕様に準拠しているシステムであること。



- ④ソフトウェアの基本構成は、OS、GIS エンジン、DBMS、アプリケーション等から構成し、汎用性の高いシステムであること

#### (10) データセンター要件

本業務で利用するデータセンターは以下の要件を満たすものとする。

##### ①データセンター基本要件

- ・データセンターは日本国内に立地していること。
- ・水防法に基づく浸水想定区域に指定されていないこと。
- ・機器設置場所は、有人受付などにより、許可されていない者の立入を排除する等のセキュリティ対策をおこなっていること。
- ・24時間365日運用を行っていること。
- ・発注者からの請求により管理記録の閲覧及びに、現地立ち入り調査等に応じなければならない。
- ・アクセスログを取得し、当町の求めに応じて提出するものとする。

##### ②耐震性

- ・現行建築基準法で規定されている耐震性能を満足すること、もしくは、 $I_s$  値（構造耐震指標）0.60以上の耐震強度を有すること。
- ・建物骨組みに取り付けた制震装置により地震エネルギーを吸収し、建物の揺れを小さくするなどの地震対策をおこなっていること。
- ・震度6強の地震において倒壊しない制震ラックを採用すること。

##### ③耐火性

- ・現行建築基準法に規定されている耐火建築物または準耐火建築物であること。
- ・自動火災報知システムが適切に設置されていること。
- ・機器に影響を与えない自動消火設備（窒素ガス消火設備等）を有し、消火活動時にマシンを最大限保護する設計であること。

##### ④電源性能

- ・主電源は電力会社から複数系統で受電されていること。
- ・無停電電源装置及び非常用発電設備により、無停電で電源を供給できること。（停電時で48時間以上連続運転が可能であること。また、緊急時の非常用発電設備への供給体制が整っていること。）

##### ⑤冗長化性能

- ・サーバは冗長化をおこない、サーバ本体の故障時などには、他のサーバに切り替えを行い、継続運用が可能であること。

## 11. 市民公開システム

### (1) システム要件

システムは、操作性に優れ、かつストレスなく地図遷移や画面展開が可能である等、動作速度が優れているものとし、受注者のインターネットデータセンターを利用したASP方式とし、インターネットブラウザを利用したWEB利用可能な市民公開システムとする。

また、原則としてパッケージ製品での提供を行うものとし、機能のカスタマイズは行わないものとする。

(2) システム機能要件

システム機能確認書（別紙2）に記述する機能をもとに、パッケージシステムで使用できること。

(3) システム導入環境

本業務において使用するシステム導入環境は以下のとおりである。

①サービス時間

- ・24時間365日とする。（ただし、メンテナンス時間は除く。）

②利用可能環境

項目	内容
パソコン	Internet Explorer11 以上、Firefox50、Safari10、Google Chrome
スマートフォン・タブレット	概ね過去2年間に発売された主要キャリアのタブレット、スマートフォンの Chrome(Android)、Safari (iOS) に対応すること。

③最大利用者登録数

- ・一般サイトにより、無制限とする。

(4) インターネットデータセンター要件

本業務で利用するデータセンターは以下の要件を満たすものとする。

①耐震性

- ・現行建築基準法で規定されている耐震性能を満足すること、もしくは、Is 値（構造耐震指標）0.60以上の耐震強度を有すること。
- ・建物骨組みに取り付けた制震装置により地震エネルギーを吸収し、建物の揺れを小さくするなどの地震対策をおこなっていること。
- ・震度6強の地震において倒壊しない制震ラックを採用すること。

②電源設備等

- ・主電源は電力会社から複数系統で受電されていること。
- ・無停電電源装置及び非常用発電設備により、無停電で電源を供給できること。（停電時で48時間以上連続運転が可能であること。また、緊急時の非常用発電設備への供給体制が整っていること。）
- ・ISO/IEC 27001、JIS Q 27001 及び(財)金融情報システムセンター(FISC)安全対策基準に準拠していること。
- ・データセンターでは、有人による入退室管理が行われているものとし、トラブルに備え、保守要員が24時間365日常駐しているものとする。
- ・セキュリティホール対策として修正パッチ等の適用を日常的に行っているものとする。
- ・市民向け地図サイトを運用する機器は24時間365日連続運用されるものとし、機器は二重化されているものとする。
- ・メンテナンスや設定変更等の作業中であっても、サービスが停止しないように運用されるものとする。
- ・サイト内のデータについては、定期的なバックアップを実施するものとし、万一のトラブルの際に貴重なデータが失われないよう対策を施すものとする。

- ・アクセスログを取得し、当町の求めに応じて提出するものとする。

## 12. 操作研修

導入するシステムの利用者（町職員）に対して、操作研修を行うこととする。操作研修は業務担当者向けとシステム運用管理者向けに区分して実施すること。

- (1) 職員研修では、GIS を利用したことがない職員でも操作手順等がわかるように、画像等を利用した運用マニュアル及び研修マニュアルを準備し、利用者に配布すること。
- (2) 操作研修では、システムの操作方法だけでなく、本業務の趣旨や運用方法など業務の効果を最大化するための研修となるよう創意工夫すること。
- (3) 会場の手配、職員への通知などは本町担当者が実施するが、必要機材・時間・タイムスケジュール等は事前に発注者へ報告し、協議の上、決定すること。

## 13. 運用保守・管理要件

令和3年4月の統合型GIS稼働開始から5年間の長期継続契約（LGWAN 回線使用料を含む）にて、以下のとおり適切な運用保守・管理を行うこと。

- (1) 保守体制
  - ①問い合わせ対応及び障害対応について、電話（9:00～17:00）及びメール（随時）による受付を行うこと。
  - ②稼働時間内の安定したシステム提供及び、システム設備監視を行うこと。
  - ③発注者からの連絡受理から状況把握、解決、事後報告を実施可能な体制を構築し、運用保守体制を文書により明確にすること。
  - ④連絡の手段は対面、電話、FAX、電子メールまたは書簡等とし、障害発生時には速やかにその原因を報告し、復旧に努めること。
- (2) 保守内容
  - ①運用保守業務の範囲は、利用するシステムのハードウェア・ソフトウェアとし、セキュリティに関する事項も含むこと。
  - ②年度ごとに1回以上、現地にて定期点検を行うこと。本点検にあたっては事前に問題点等の確認を行ってから動作確認、機器の状況確認、その他を行うものとする。
  - ③クライアント端末の故障や端末の入替や初期化が行われたときは新端末で本システムにアクセスができるよう設定を行うこと。また、最大利用可能ユーザ数を増加する目的の設定が必要となった場合にも同様に設定を行うこと。
  - ④受注者は本システムのバージョンアップに伴う情報提供を行うこと。
  - ⑤データや操作に関して発注者から問い合わせがあった場合は迅速かつ親身に対応すること。またシステムを運用していく上で、必要な情報の提供に努め、助言を求められた場合は速やかに対応すること。
  - ⑥修正パッチ、セキュリティホール対策およびウイルス対策の日常管理を行うこととし、不正アクセス対策を講ずること。
  - ⑦障害が発生した際は、迅速な復旧対応を行うとともに、速やかに障害発生状況、原因、対応等を記載した障害報告書を作成・提出することとし、障害対応後には恒久的な再発防止策を計画・実施すること。またデータセンター側では対応できない場合は、解決の

ために現場に駆けつけ、状況確認・改善を行うこと。

⑧計画的にシステム停止する場合は発注者に事前通知すること。

- ・各年度で運用保守業務終了時に業務完了報告書を提出し、発注者の承認を受けること。
- その際、利用者やアクセス実績に関する統計集計、情報セキュリティ対策における実績及び、システム停止実績等を記載した運用実績報告書を添付すること。

## 14. 成果物

本業務の成果品として、システム構築期限までに以下の成果品を提出するものとする。

- |                              |     |
|------------------------------|-----|
| (1) システム業務担当者向けマニュアル（電子媒体含む） | 1 式 |
| (2) システム運用管理者向けマニュアル（電子媒体含む） | 1 式 |
| (3) システム操作研修マニュアル（電子媒体含む）    | 1 式 |
| (4) システム共用データ                | 1 式 |

※他システムでも運用可能な shape 形式、PDF 形式、Excel 等の汎用性のあるデータ形式で納入すること。

- |                      |       |
|----------------------|-------|
| (5) システム仕様書          | 1 式   |
| (6) システム搭載データ概要及び報告書 | 1 式   |
| (7) 打合せ協議記録簿         | 1 式   |
| (8) 住宅地図データアクセスライセンス | 1 式   |
| (9) 窓口用システム端末ノートPC   | 1 式   |
| (10) 導入PR用パンフレット     | 200 部 |
| (11) その他必要と認められた資料   | 1 式   |

## 15. 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の全部または一部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできないものとする。また、業務の一部を第三者に委託し、また請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により本町の承諾を得ること。

(2) 守秘義務

受託者は、本業務遂行中に知りえた事項について、本町の承認なしに他に漏らしてはならない。業務の実施に伴い個人情報を取り扱う場合は、一宮町個人情報保護条例に掲げる事項を遵守しなければならない。また、本事業が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(3) 権利の帰属

本業務の実施により得られた成果物はすべて本町に帰属する。本業務で作成されたドキュメント、データに関する著作権については、本町に帰属するものとする。ただし、成果物に受注者又は第三者の著作物が含まれる場合、受注者が本業務を行うにあたり、新たに作成した著作物を除き、当該著作物の著作権は従前からの著作権者に帰属するものとする。

## 16. 賠償責任

受注者の責に帰すべき事由により、本町又は第三者に損害を与えた場合には、受注者がその損害を賠償することとする。

## 17. その他

本業務の実施について、社会一般に通常実施される業務項目は、本仕様書に記載のない事項であっても業務の範囲とする。本仕様書に記載されていない事項や、疑義を生じた場合は、本町と協議し指示を受けるものとする。